

令和8年 第6回 三朝町教育委員会 定例会 日程

と き：令和8年6月30日(火) 午後1時30分～

ところ：三朝町役場2階 第1会議室

1 開 会

2 前回議事録承認

村岡委員、松浦委員

3 議事録署名委員指名

4 報告事項

- (1) 教育委員会事務局事業について
- (2) 図書館事業について
- (3) 令和8年度中部地区中学校総合体育大会の結果について
- (4) 令和8年度中学生学力アップ講座「夏チャレ」の実施について
- (5) 令和8年度新任教職員町内視察研修及び教職員研修の実施について
- (6) 町立みささ図書館イベント実施に伴う開館時間の延長について

5 議 事

議案第37号 専決処分の承認を求めることについて

(令和8年度小中学校医等の委嘱について)

議案第38号 三朝町教育行政評価委員会設置要綱の一部改正について

議案第39号 三朝町人権教育協力員の委嘱について

6 協議事項

- (1) 令和8年度三朝町教育事業計画の策定について

7 その他

8 閉 会

次回 定例会 令和8年7月 日() : ～ (: 集合)

報告事項(1)

教育委員会事務局事業について

月 日	時 間	内 容	備 考
【6月】			
6月1日	(月)	小学校プール開き	
6月2日	(火)	9:00- 小中校長会	
		10:30- 共同学校事務室協議会	
		とっとり学力・学習状況調査(小5)	
6月3日	(水)	とっとり学力・学習状況調査(小4)	
6月5日	(金)	9:00- 第50回三朝町民ゴルフ大会	鳥取市 89名参加
6月6日	(土)	9:00- みささ青空体験塾(竹林整備・竹細工体験)	若宮区
6月7日	(日)	中学校サマープラスコンサート	エスパック未来中心
		中部地区少年少女のつどい	ハワイ夢広場
6月9日	(火)	～17日 町議会6月定例会	
6月11日	(木)	～12日 中学校県総体予選	
6月16日	(火)	13:30- 学校運営協議会(授業参観含む)	
6月18日	(木)	～19日 小学校5年船上山宿泊学習	少年自然の家
6月19日	(金)	13:30- 令和8年度 教育行政評価委員会(第1回)	
6月23日	(火)	校内授業研究会(小中学校)	
		～25日 国家公務員初任行政研修	4名
6月25日	(木)	10:00- 第2回三朝大学(三朝町の農林業)	文化ホール
		10:00- 東伯郡同和対策協議会総会	中部総合事務所
		14:00- 中部地区人権教育懇談会	はごろも苑
		～26日 鳥取県町村教育長会総会並びに第1回研修会	溪泉閣
6月29日	(月)	9:00- 教育委員会前期学校訪問(中学校)	
6月30日	(火)	8:50- 教育委員会前期学校訪問(小学校)	
【7月】			
7月1日	(水)	郡市教育委員会連絡協議会総会	三朝町
7月2日	(木)	9:00- 小中校長会	
7月3日	(金)	学事訪問(中学校)	
		14:00- 21世紀を生き抜く中学生講演会	タカタ先生
7月7日	(金)	学事訪問(小学校)	
7月11日	(土)	9:00- みささ青空体験塾(遠足)	
7月17日	(金)	14:00- 鳥取県市町村教育委員会研究協議会	セントパレス倉吉
		三朝大学(認知症のはなし)	
		人権教育講座(同和問題)	文化ホール
7月18日	(土)	10:00- 古代まつり in 中部	上灘コミュニティセンター
		～19日 中学校県総体(女子バスケット、ソフトテニス、陸上)	
7月22日	(水)	小学校1学期終業式	夏季休業～8/27
7月24日	(金)	中学校1学期終業式	夏季休業～8/31
7月27日	(月)	15:00- 令和8年度中部次課長会	北栄町
7月29日	(水)	東伯郡小学校水泳大会(5・6年生選手)	

7月30日（木） 14:00-	中部地区人権教育懇談会	中部総合事務所
7月31日（金） 13:00-	教職員指導力向上研修	岡大 高旗教授

- ・中学生学力アップ講座「夏チャレ」 8月 3日～7日
- ・キュリー祭式典 8月 4日（月）
- ・第51回人権尊重社会を実現する鳥取県研究集会 8月 4日（月）
- ・三朝大学（防災対策） 8月 6日（水）
- ・三朝町・城陽市文化・スポーツ交流事業 8月5～7日
- ・中学校吹奏楽・合唱コンクール県大会 8月10日
- ・新任教職員町内視察研修 8月21日（金）
- ・みささ青空体験塾（魚つかみ体験） 8月22日（土）
- ・教職員登山研修 8月24日（月）

報告事項(2)

【図書館】令和8年6月～令和8年7月の報告及び取組について

日 時	内 容		備 考
【6月】			
6月 2日 (日) -12/20	【特別企画】	たのしい読書スタンプラリー	
6月 3日 (水) 11:00-	【定期取組】	三朝バイオリン美術館おはなし会	15名参加
6月12日 (金) 10:00-	【会 議】	みささ図書館協議会	
6月13日 (土) 10:00-	【特別企画】	ラドンたちを探せin英語村	30名参加
14:00-	【定期講座】	みささ英語村	10名参加
6月21日 (日) 10:30-	【定期取組】	親子で楽しむおはなし会	17名参加
6月23日 (火) 10:00-	【育児支援】	5～7ヶ月・1歳6ヶ月児健診(配本)	文化ホール
6月25日 (木)		休館日(資料整理日)	
6月27日 (土) 14:00-	【定期講座】	みささ英語村	

日 時	内 容		備 考
【7月】			
7月 1日 (水) 11:00-	【定期取組】	三朝バイオリン美術館おはなし会	
7月 2日 (木) 13:00-	【会 議】	鳥取県公共図書館協議会総会・研修会	米子市立図書館
7月10日 (金) 10:00-	【定期取組】	鳥取県立図書館選書(公文書館)	
7月11日 (土) 14:00-	【定期講座】	みささ英語村	
7月19日 (日) 10:30-	【定期取組】	親子で楽しむおはなし会	
7月23日 (木) -8/30	【特別企画】	図書館サイコロくじ&楽しいかんたん工作	別紙①
7月25日 (土) 14:00-	【定期講座】	みささ英語村	
7月30日 (木)		休館日(資料整理日)	
10:00-	【研修会】	鳥取県図書館大会	岩美町中央公民館

緑日ver.

サイコロとしよかんクジ

7月23日（木）から8月30日（日）まで

対象：中学生以下

さんかほうほう

【参加方法】

- ・としよかんで本をかりる
- ・サイコロをふる（1日1回まで）
- ・出た目の数だけスタンプをおしてもらう
- ・スタンプがいっぱいになったらミニ縁日で景品をもらおう

再挑戦もできるよ！

2026
SUMMER

問い合わせ みささ図書館 電話43-1145



いつでもできるよ！中学生以下対象 新企画♪



本を借りたら
できるよ！

たのしい



かんたんこうさく



7月23日（木）～8月30日（木）

10:00～16:00



あかいすいかにする？きいろいすいかにする？

ゆらゆらすいか



あとで好きなシールや「おし」をいれてもOK

しゃかしゃかしおり

・対象：はさみができる幼児～中学生

・対象：小学2年～中学生



※期間中の工作はお一人1回でお願いします

参加費は無料!上記の時間内で好きな時間にお越しください

めいめい図書館 TEL (0858) 43-1145



三朝町教育委員会 様

三朝町立三朝中学校長

令和８年度中部地区中学校総合体育大会の結果について(報告)

標記の件については下記のとおりです。よろしくお願いします。

記

１．期 日 令和８年６月１１日(木)～１２日(金) ※６月６日(土)陸上競技

２．試合結果

種目	試合結果	
軟式野球	１回戦 対 河北中・倉吉東中 ０－１ 負け ＊県総体出場ならず	
ソフトテニス	[女子団体] 第１試合 対 久米中 ３-０ 勝ち 第２試合 対 湯梨浜中 ２-１ 勝ち 決勝トーナメント 対 倉吉西中 ２-０ 勝ち 準決勝 対 北条中 ２-１ 勝ち 決勝 対 因伯 １-２ 負け ＊準優勝 県総体出場	[女子個人] 第３位 荒石・中村ペア ＊他ペアは１回戦で敗退
サッカー	第１試合 対 河北中 １－９ 負け ＊県総体出場ならず	
バスケットボール	[女子] 第１試合 対 久米中 ６８-２６ 勝ち 準決勝 対 倉吉西 ５０-８８ 負け ３位決定戦 対 河北 ５０-１００ 負け ＊県総体出場 第４位 [男子] 第１試合 対 北条 １９-１０４ 負け ＊県総体出場ならず	
バレーボール	リーグ戦 第１試合 対 大栄中 ４-２５ 負け ５-２５ 負け 第２試合 対 倉吉西中 ２２-２５ 負け	

	16-25 負け *県総体出場ならず			
卓球	[男子団体] ○予選リーグ 第1試合 対 倉吉東中 1-3 負け 第2試合 対 久米中 0-3 負け ※予選リーグ敗退		[男子シングルス] 全員 2 回戦までに敗退 *県総体出場ならず	
陸上競技	男子ジャベリックスロー	第1位	3年生	重信圭吾
		第2位	3年生	加藤瑠夏
		第3位	2年生	伊木悠泰
	男子砲丸投	第1位	3年生	津村栄士
		第2位	2年生	伊木悠泰
	1年男子100M	第2位	1年生	川北悠生
	男子800M	第3位	3年生	山崎音弥
	2・3年男子1500M	第1位	3年生	谷本想太郎
	男子3000M	第1位	3年生	谷本想太郎
		第2位	2年生	能見凌太朗
	男子全学年4×100Mリレー	第1位	遠藤奏翔	重信圭吾
			野廣悠翔	山田勇斗
	男子低学年4×100Mリレー	第2位	伊木悠泰	川北悠生
			御船悠仁	石田洸仁
	男子総合	第1位		
	1年女子100M	第3位	1年生	山口心絆
	女子200M	第2位	3年生	竹部颯華
	女子走高跳	第1位	2年生	知久馬優希
	女子走幅跳	第1位	3年生	竹部颯華 ※県中学新記録
	1年800M	第3位	1年生	
	男女混合4×100Mリレー	第1位	横田翔	知久馬優希
			竹部颯華	谷本想太郎
	女子総合	第3位		
	*全生徒県総体出場			

報告事項（４）

令和８年度 三朝町教育委員会

中学生学力アップ講座 参加者募集！



夏季休業中における中学３年生の学習機会を充実させることを目的とし、下記のとおり学力アップ講座を開催します。英会話を楽しみたい、英語の力を伸ばしたいという気持ちをサポートします。多くの皆さんの参加をお待ちしています。

記

- １ 実施回数 ： 全５回
- ２ 開催日 ： 令和８年８月３日（月）から令和８年８月７日（金）
- ３ 時間 ： 午前９時３０分から午前１１時３０分まで
- ４ 会場 ： 三朝中学校多目的ホール（予定）
- ５ 対象 ： 三朝中学校３年生、訪仏・訪台事業に参加する２年生
- ６ 支援者 ： 三朝中学校ＡＬＴ、三朝小学校ＡＬＴ、三朝町外国語活動職員、学生ボランティア等
- ７ 内容 ： 英語によるやりとりの力の向上をめざすとともに、英語で伝え合うことの楽しさや喜びを味わう。
第１部：英語ゲーム
第２部：小グループによる英会話
- ８ その他
 - ・費用は一切かかりません。
 - ・参加申し込みをされた方には、１学期終業式前に詳細な案内を送付いたします。

.....
参加の申し込みは、右のＱＲコードからお願いします。

６月３０日（火）までの申し込みをお願いします。



報告事項（５）

発教第 104 号
令和 8 年 6 月 8 日

小中学校教職員の皆様

三朝町教育委員会教育長
(公 印 省 略)

令和 8 年度 新任教職員町内視察研修及び教職員登山研修について

- 1 期 日 新任教職員町内視察研修 令和 8 年 8 月 21 日（金） 8：15～12：00
教職員研修（登山研修） 令和 8 年 8 月 24 日（月） 8：00～12：00

2 内 容

	新任教職員町内視察研修 8 月 21 日（金）	教職員研修（登山研修） 8 月 24 日（月）
集合時刻	8 時 15 分	8 時 00 分 (現地集合は 8 時 25 分)
集合場所	文化ホール前	文化ホール前 (三徳山参詣受付案内所)
移動手段	教育支援バス	公用車または自家用車
参加人数	15 名程度	希望者
事務局職員	吉竹、()、()	吉竹、()、()
連絡事項	・文化ホール受付 ・町内視察 8:15～12:00 (コース) ・南小学校 ・ほっとプラザ (日本遺産についての講話) ・すーは一温泉 ・三朝神社 ・バイオリン美術館 ・東小学校 ・文化ホール着 11:40 ・役場会議室 (神倉後口山遺跡について)	・文化ホール集合 8:00 (公用車で移動) ・三徳山登山 8:45～11:30 ・文化ホール着 12:00 頃 ※雨天の場合は中止とします。 (各校教頭先生をとおして連絡します) ※自家用車で行く場合は、事前に町教委までご連絡ください。
	・教職員研修（登山研修）は希望者としませんが、新任教職員におかれましては、積極的な参加をお願いします。 ・研修に係る先生方の費用負担はありません。	

3 町内視察研修について

- ・温泉街を歩いたり、すーは一温泉の見学（短時間でも汗をかきます）をしたりしますので日傘、水分、タオル等をご準備ください。

4 三徳山登山研修時の服装等について

（1）靴について

- ・登山用の専門的な靴でなくてもよいです。通常の運動用シューズで大丈夫です。ただし、靴底の凹凸がはっきりしているものがよいです。写真を参考にしてください。
- ・靴底が登山に不向きであると判断された場合は、「わらぞうり」を履くか、靴に縄をかけるように指示されます。わらぞうり代900円、縄200円は個人負担となりますのでご注意ください。



（2）服装・持ち物等について

- ・動きやすい服装で参加してください。巻きスカートのようないわゆる「山ガール」の装いは不適となりますのでご注意ください。
- ・鎖場やロープを頼りに上り下りする箇所等があります。滑り止めのある手袋があった方がよいと思います。
- ・気温の上昇が予想されますので、水分を多めに携行するようにお願いします。

報告事項(6)

町立みささ図書館イベント実施に伴う開館時間の延長について

次の日時に町立みささ図書館において、イベントを開催するため、三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条の規定に基づき開館時間延長の専決処分をしたので、本委員会へ報告する。

開館時間延長の日：令和8年8月29日（土）

開館延長する時間：閉館時間を2時間延長し、18時00分を20時00分に変更する。

開館延長する理由：当館において、上記時間に夜間のイベントを開催するため

※開催するイベントの内容は、別紙のとおり

《参考》

○三朝町生活文化センター・町立みささ図書館の管理及び運営に関する規則

第8条第2項 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、館長が特に必要があると認めた場合は、三朝町教育委員会の承認を得て、臨時に変更することができる。

(1)～(4) 略

同条第3項 図書館の開館時間は、午前9時30分から午後6時までとする。

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則

(委任事項)

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(1)～(13) 略

行 事 計 画 書

行事名	夜の図書館 in ナイトコンサート（仮）
実施日 （期間）	令和 8 年 8 月 29 日（土） 午後 6 時～ 8 時
場 所	みささ図書館
対象者	町民、図書館利用者
目 的	・開館時間を 2 時間延長し、日中仕事などで来られない現役世代にも図書館を利用してもらう。 ・ナイトコンサートを開催し、図書館での非日常体験により図書館利用者の増加に繋げる。 ・コーヒーの提供等により、リラックスした空間で本に親しんでもらう。
内 容	・開館時間を 2 時間延長（午後 8 時まで） ・管楽器コンサート ・コーヒーの提供 ・BGM を流す ・図書館サイコロクジ（ポイント 2 倍デー）・・・図書館縁日に挑戦
準備品等	・コーヒー関係 ・音響設備 ・パイプイス（コンサート演奏者用） ・譜面台
広 報	・防災無線 ・図書館ホームページ ・町報 7 月号 ・チラシ（館内配架） ・NCN
備 考	
担当者	

議案第 37 号

専決処分の承認を求めることについて

次のとおり令和 8 年度小中学校校医等の委嘱をすることについて、三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和 45 年三朝町教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 2 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、本委員会の承認を求める。

令和 8 年 6 月 30 日提出

三朝町教育委員会教育長 塩 谷 俊 樹

別紙のとおり

《参考》

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則
（委任事項）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（9） 社会教育委員その他の法令又は条例に基づく委員会、審議会等の委員を任命し、又は委嘱すること。

（専決処分）

第 3 条 前条各号に掲げる事務で比較的軽易な事項は、教育長が専決することができる。

2 前項に定めるもののほか、事案の内容が特に急を要するものについては、教育長が専決することができる。この場合において、教育長は、次の教育委員会の会議でこれを報告し、承認を得なければならない。

別紙（議案第 37 号関係）

令和 8 年度小中学校校医等の委嘱について

次のとおり令和 8 年度小中学校校医等の委嘱をすることについて、三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和 45 年三朝町教育委員会規則第 4 号）第 2 条第 9 号及び第 3 条第 2 項の規定により、専決処分する。

令和 8 年 6 月 1 日

三朝町教育委員会教育長 塩 谷 俊 樹

1 令和 8 年度小中学校校医等の委嘱先

種 別	担 当	氏 名	医院等名称	所在地
歯科医	三朝小学校	（変更前）河崎 一寿	河崎歯科医院	倉吉市福庭町 2 丁目 13 番地
		（変更後）倉繁 雅弘		

2 変更理由

前任者の退任による（鳥取県中部歯科医師会から通知）

3 任 期

令和 8 年 6 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで（残任期間）

《参考》

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則
（委任事項）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（9） 社会教育委員その他の法令又は条例に基づく委員会、審議会等の委員を任命し、又は委嘱すること。

（専決処分）

第 3 条 前条各号に掲げる事務で比較的軽易な事項は、教育長が専決することができる。

2 前項に定めるもののほか、事案の内容が特に急を要するものについては、教育長が専決することができる。この場合において、教育長は、次の教育委員会の会議でこれを報告し、承認を得なければならない。

○三朝町立小・中学校管理規則
（学校医・学校歯科医及び学校薬剤師）

第 24 条 学校医・学校歯科医及び学校薬剤師は、校長の推薦により教育委員会が委嘱する。

議案第 38 号

三朝町教育行政評価委員会設置要綱の一部改正について

次のとおり三朝町教育行政評価委員会設置要綱の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 2 号の規定により、本委員会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 30 日

三朝町教育委員会教育長 塩 谷 俊 樹

【改正の理由】

令和 8 年 4 月 1 日付けで施行された三朝町教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則により、三朝町教育委員会事務局組織が変更となったため。

併せて、引用法律である地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、条ずれが生じていたため、所要の改正を行うもの。

【改正の概要】

第 1 条中の引用法律を改正するとともに、第 7 条中の教育総務課の表記を事務局へ改正。

【施行期日】

令和 8 年 6 月 30 日

三朝町教育委員会訓令第4号

三朝町教育行政評価委員会設置要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年 月 日

三朝町教育委員会教育長 塩谷俊樹

三朝町教育行政評価委員会設置要綱の一部を改正する訓令

三朝町教育行政評価委員会設置要綱（平成23年三朝町教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（趣旨） 第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第26条</u>の規定に基づき、三朝町における教育行政事務の管理執行状況について点検及び評価をするため、三朝町教育行政評価委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。 （庶務） 第7条 委員会の庶務は、三朝町教育委員会<u>事務局</u>において処理する。	（趣旨） 第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第27条</u>の規定に基づき、三朝町における教育行政事務の管理執行状況について点検及び評価をするため、三朝町教育行政評価委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。 （庶務） 第7条 委員会の庶務は、三朝町教育委員会<u>教育総務課</u>において処理する。

附 則

この訓令は、令和8年6月 日から施行する。

議案第 39 号

三朝町人権教育協力員の委嘱について

次のとおり三朝町人権教育協力員を委嘱することについて、三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和 45 年委員会規則第 4 号）第 2 条第 9 号の規定により、本委員会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 30 日提出

三朝町教育委員会教育長 塩 谷 俊 樹

1 委嘱する者

	氏 名	推薦地域協議会等	備 考
1	岸 田 寿 和	小鹿地域協議会	再任（平成 14 年 4 月 1 日から）
2	朝 倉 聡	〃	再任（令和 4 年 4 月 1 日から）
3	馬 野 眞由美	〃	再任（令和 3 年 4 月 1 日から）
4	山 本 聡 美	三徳地域協議会	再任（令和 2 年 4 月 1 日から）
5	鈴 置 光 深	〃	再任（令和 6 年 6 月 25 日から）
6	田 淵 忠 昭	みささ村協議会	再任（平成 22 年 4 月 1 日から）
7	山 口 博	〃	再任（平成 24 年 4 月 1 日から）
8	谷 本 ホヅミ	〃	再任（令和 6 年 6 月 25 日から）
9	藤 原 達 夫	高勢地域協議会	再任（令和 2 年 4 月 1 日から）
10	藤 井 俊 子	賀茂地域協議会	再任（令和 2 年 4 月 1 日から）
11	井 上 誠	〃	再任（令和 4 年 4 月 1 日から）
12	中 村 恭 久	竹田地域協議会	再任（平成 26 年 4 月 1 日から）
13	石 田 仁 樹	〃	再任（令和 2 年 4 月 1 日から）
14	谷 本 寛 幸	〃	再任（令和 2 年 4 月 1 日から）
15	松 浦 靖 明	学識経験者	再任（令和 4 年 4 月 1 日から）

2 任期

令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

《参考》

○ 三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則

(委任事項)

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(9) 社会教育委員その他の法令又は条例に基づく委員会、審議会等の委員を任命し、又は委嘱すること。

○ 三朝町人権教育協力員設置要綱

(設置の目的)

第1条 全町民に対する人権教育をより強力に推進し、人権を大切にする心を育て、心豊かな住みよい三朝町を築くため、人権教育協力員（以下「協力員」という。）を設置する。

(職務)

第2条 協力員は、日常生活の中での差別意識や偏見を人権問題として捉え解決に向けて努力するとともに、研修会・各種大会・講演会等に参加し自己研鑽に努める。また、関係機関・団体との密接な連帯のもとに、人権教育推進の現状を把握し、学習活動への協力・助言を行う。

(委嘱)

第3条 協力員は、次の各号に掲げる者を、教育委員会が委嘱する。

(1) 地域協議会から推薦を受けた者 若干名

(2) 学識経験者 若干名

(任期)

第4条 協力員の任期は2年間とする。ただし、再任はさまたげない。

協議事項（１）

令和８年度三朝町教育事業計画書について

令和８年度三朝町教育事業計画書について、協議する。